



# 労災保険特別加入

事務組合へ事務委託することにより、事業主様も  
労災保険に加入することができます。

説明

## 1 特別加入者の範囲

中小事業主等とは

中小事業主等とは、以下の①、②にあたる場合をいいます。

- ① 表1に定める数の労働者を常時使用する事業主（事業主が法人その他の団体であるときは、その代表者）
- ② 労働者以外で①の事業主の事業に従事する方（事業主の家族従事者や、中小事業主が法人その他の団体である場合の代表者以外の役員など）

継続して労働者を使用していない場合であっても、1年間に100日以上労働者を使用している場合には、常時労働者を使用しているものとして取り扱われます。

表1 中小事業と認められる規模

業種	労働者数
金融業 保険業 不動産業 小売業	50人以下
卸売業 サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下